

政府、法案を閣議決定

水銀に関する水俣条約の締結へ

製品の製造禁止、大気排出規制

政府は3月10日、水銀に関する水俣条約の担保措置を講じたため、「水銀による環境

の汚染の防止に関する法案」と「大気汚染防止法の一部改正案」を閣議決定した。両法案は国会に提出し、成

立する見込み。水銀による環境の汚染の防止に関する法案は、特定の水銀使用製品の製造などを原則的

に禁止することなどを規定する。また、水銀使用製品の適正な分別回収のため、国・市町村・事業者の責務を設

ける。

水銀を含有する再生资源の管理に関する措置も盛り込まれている。条約上の「水銀廃棄物」のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」に該当せずかつ有用なものについて、環境上適正な管理のための指針を定め、管理者に対して定期的な報告を求め

施設、石炭火力発電所、セメント製造などの施設が規制対象となる。届出対象の施設に対しては、水銀などの大気中への排出基準の順守義務が課せられる。また、届出対象外の施設についても、水銀などの大気中への排出量が相当程度である施設に対しては、排出抑制のための自主的取り組みが求められる。